

安全衛生経費の確保に関する実態調査結果

安全衛生経費の確保に関する実態調査結果概要

○平成28年度 建設業労働災害防止協会による安全衛生経費の実態調査 (厚生労働省委託事業)(P2～P6)

	民間発注者⇔元請		元請⇔下請	
	民間発注者	元請	元請	下請
① 見積依頼時の負担区分の明確化の有無		【理由】 ・施工方法の詳細は専門工業者に任せている ・労働災害防止対策を詳細に特定するのが難しい	【理由】 ・注文者から特に指示されないから ・費用負担区分が明確でないから 「明確にしないことが多い」及び「全くしていない」56%	「明確にされていないことが多い」及び「全く明確でない」86%
② 見積時の安全衛生経費の明示の有無		「明示していないことが多い」51%	「明示されていることが多い」61% (費用負担区分を明確にしていると回答した企業のうち)	「明示していないことが多い」及び「全く明示していない」83%
③ 安全衛生経費の明示等のメリット	「安全衛生対策を実施する一助」44% 「施工者の安全衛生意識の向上」34%	「発注者の理解の促進」40% 「安全衛生経費の確保」38%	「専門工事業者の安全衛生意識の向上」36%	「安全衛生経費の確保」36% 「専門工事業者の安全衛生意識の向上」29%
④ 安全衛生経費の明示において気にかかる点	「発注金額の増加」49% 「発注者側の知識・ノウハウの不足」41%	「競争上不利になりかねないこと」51%	「請負経費の増加」53% 「競争上不利になりかねないこと」30%	「安全衛生経費が確保できるとは限らない」43% 「少なく見積もっている専門工事業者が有利になる」38%
⑤ 安全衛生経費の明示を促進するためには何が必要か			「標準的な安全衛生経費の項目・積算方法の普及」56%	「標準的な安全衛生経費の項目・積算方法の普及」29% 「行政による指導の強化」23%

○平成29年度 国土交通省による事前調査 (P7～P8)

①安全衛生経費の積算方法

(下請の積算方法)

- ・ヘルメット等の保護具類や安全教育に要する費用等の少額の項目については、業種や企業によって積算方法は様々。

(元請の積算方法)

- ・独自の単価等を活用して項目毎に積み上げて計上することが多い。(国交省の直轄工事の積算よりも詳細に実施する場合がある)

②安全衛生経費の内訳明示についてどう考えるか

- ・真面目に安全衛生経費を計上した会社が受注できなくなるような環境を作ってほしくない。
- ・安全衛生経費を労働安全衛生法令に規定された項目のみと定義付けると、それ以上の安全対策を行う必要は無いとのメッセージとなる。
- ・安全衛生経費の項目は細かすぎない方がいい。
- ・業務量が増大するような取組はやめて頂きたい。

(1) 調査方法・実施時期

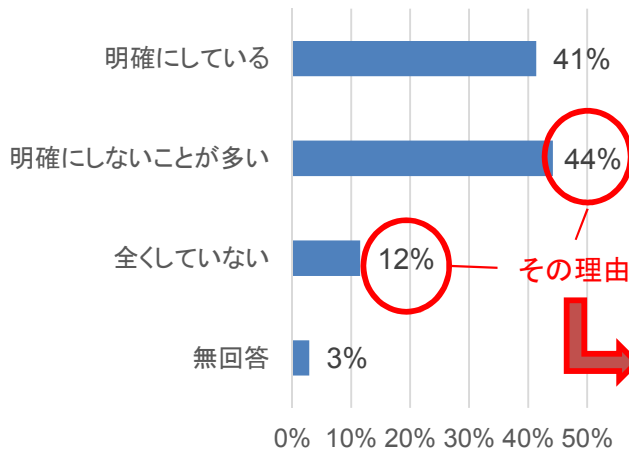
調査方法 : 調査票の郵送、回収
 対象企業 : 民間発注者(220社(不動産、製造、陸運、電気・ガス)、回答率14.1%)
 元請事業者(892社、回答率78.2%)、
 下請事業者(411社、回答率33.6%)
 調査実施時期: 平成28年12月～平成29年1月

(2) アンケート調査結果

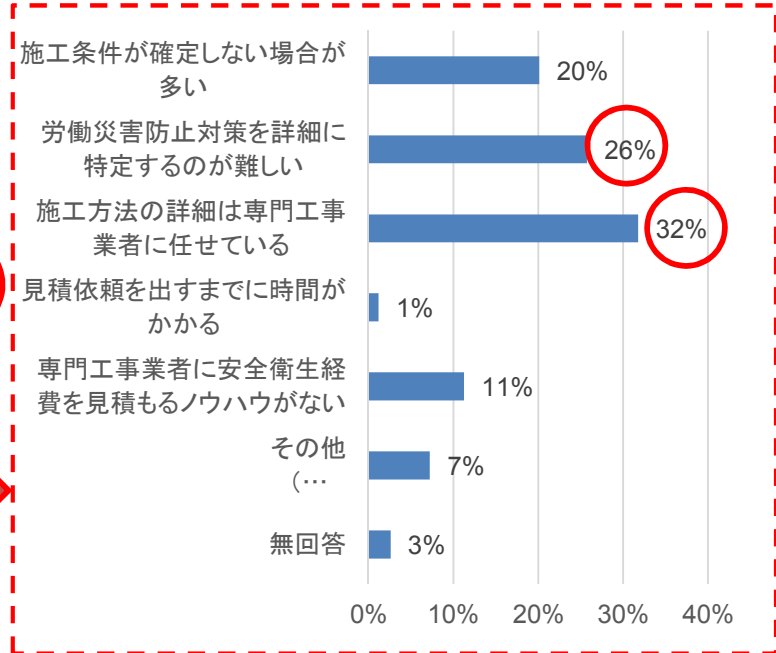
① 見積依頼時の負担区分の明確化の有無

【元請】

専門工事事業者への安全衛生経費費用負担区分の明確化の有無について

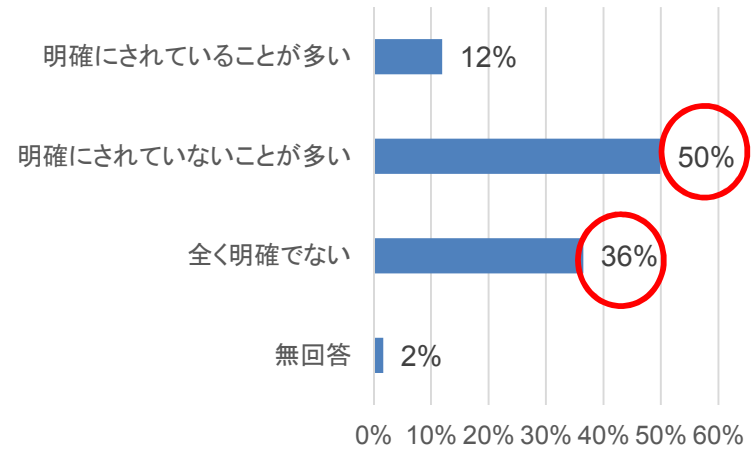


その理由



【下請】

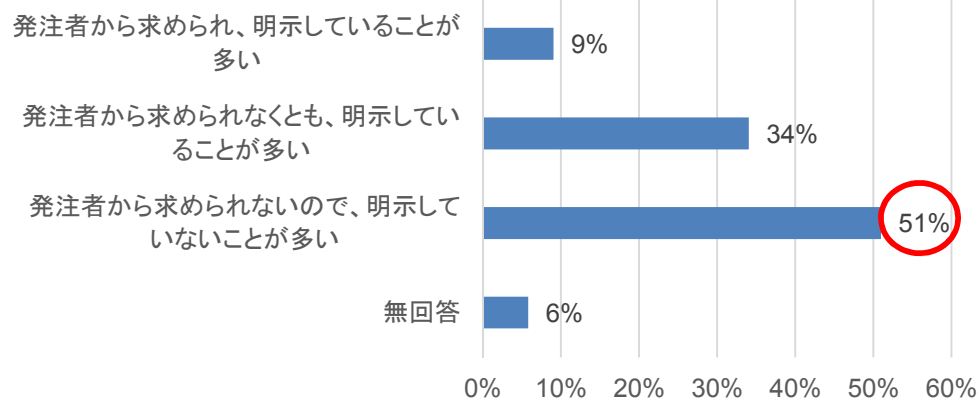
注文者からの請負工事見積依頼時における安全衛生経費の費用負担区分の明確な指示の有無について



②-1 見積時の安全衛生経費の明示の有無(民間発注者・元請間)

【元請】

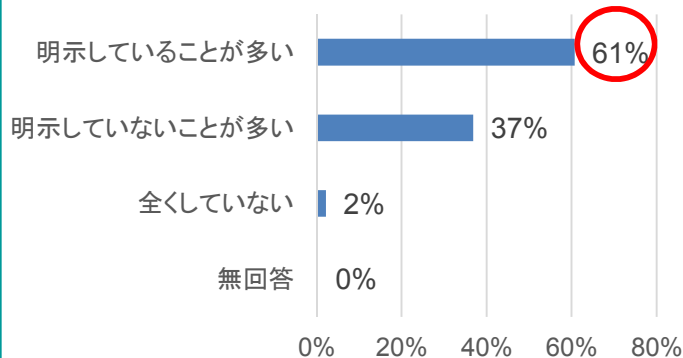
発注者への見積書で安全衛生経費を明示の有無



②-2 見積時の安全衛生経費の明示の有無(元請・下請間)

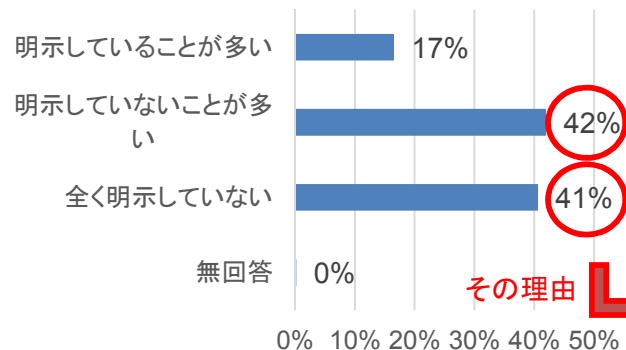
【元請】

①で安全衛生経費の費用負担区分を明確にしていると回答した企業(41%)のうち、専門工事業者からの安全衛生経費の明示

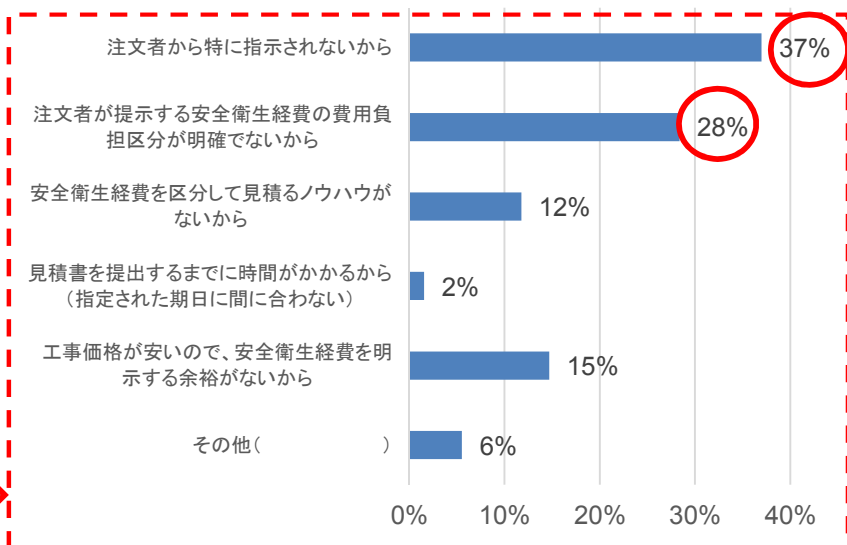


【下請】

請負工事の見積書で、安全衛生経費明示の有無



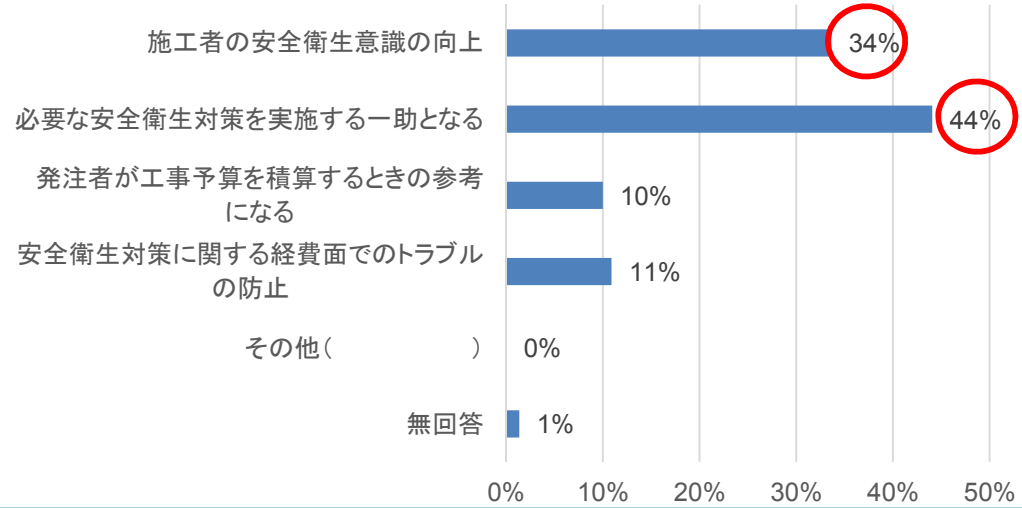
その理由



③-1 安全衛生経費の明示のメリット(民間発注者・元請間)

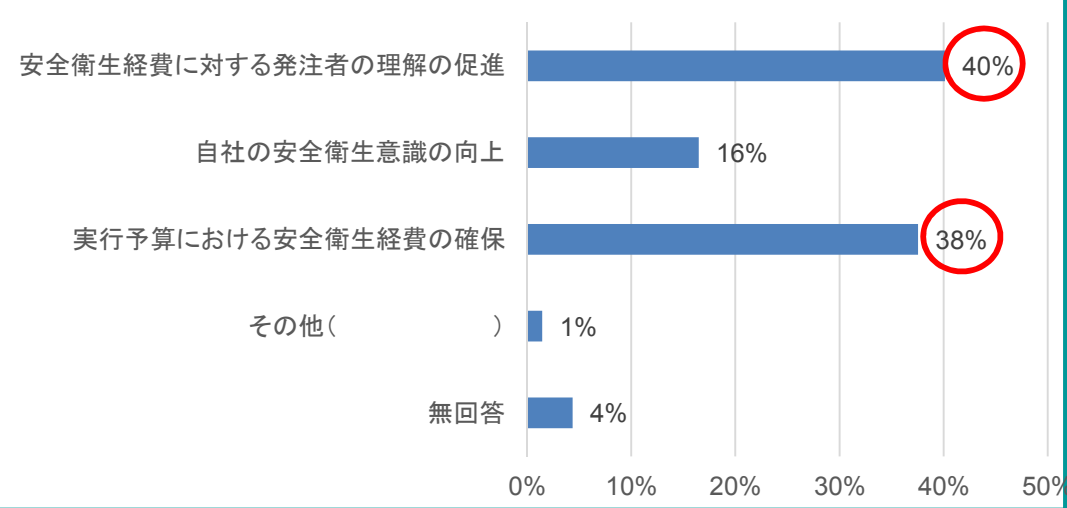
【民間発注者】

施工者との請負契約において安全衛生経費の明示を行うメリット



【元請】

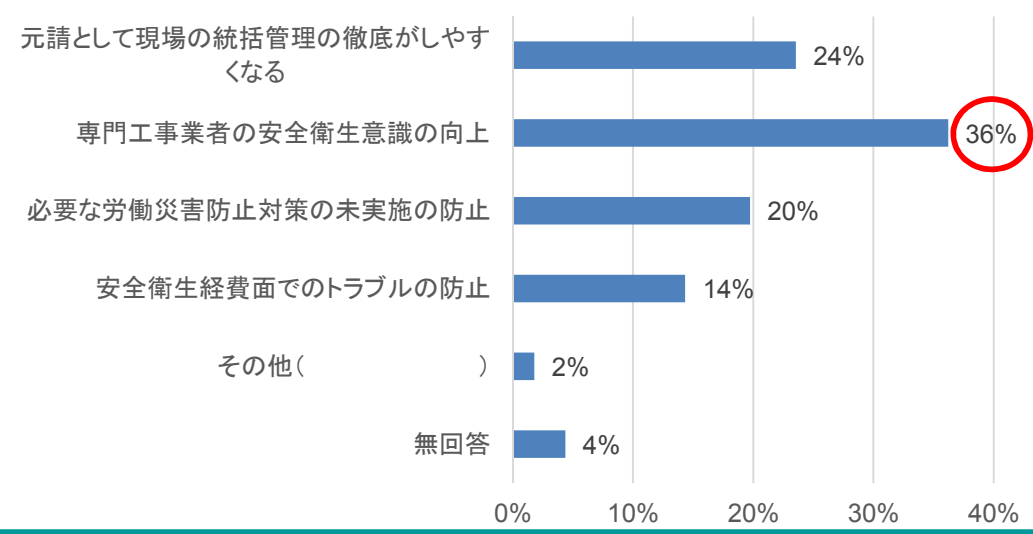
発注者との請負契約において安全衛生経費の明示を行うメリット



③-2 安全衛生経費の明示及び負担区分の明確化のメリット(元請・下請間)

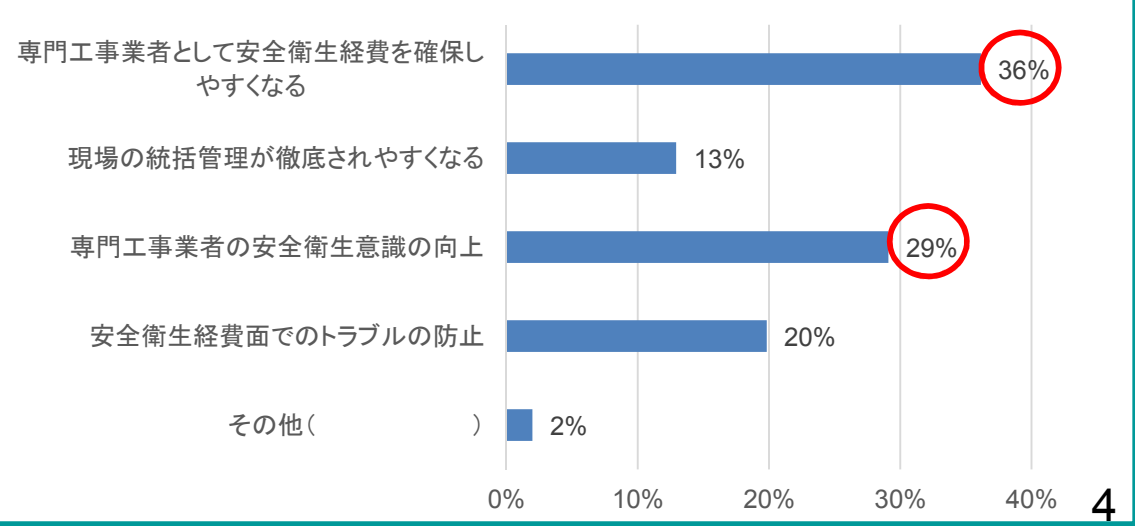
【元請】

専門工事業者との請負契約において安全衛生経費を明示(費用負担区分の明確化を含む)を行うメリット



【下請】

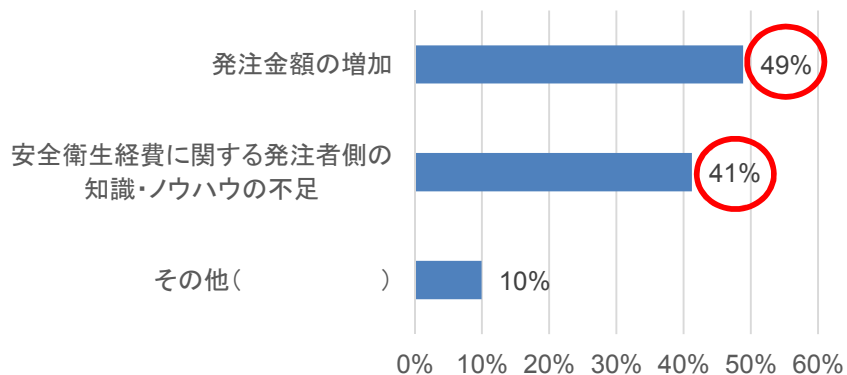
注文者との請負契約において安全衛生経費の費用負担区分の明確化を行うメリット



④-1 安全衛生経費の明示において気にかかる点(民間発注者・元請間)

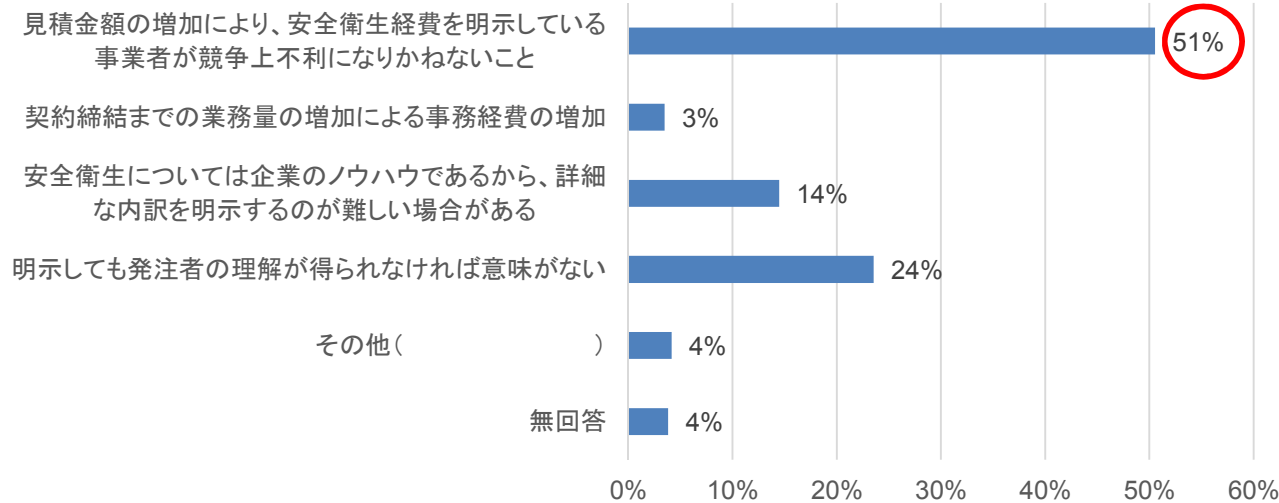
【民間発注者】

施工者との請負契約において安全衛生経費を明示することについて気にかかる点



【元請】

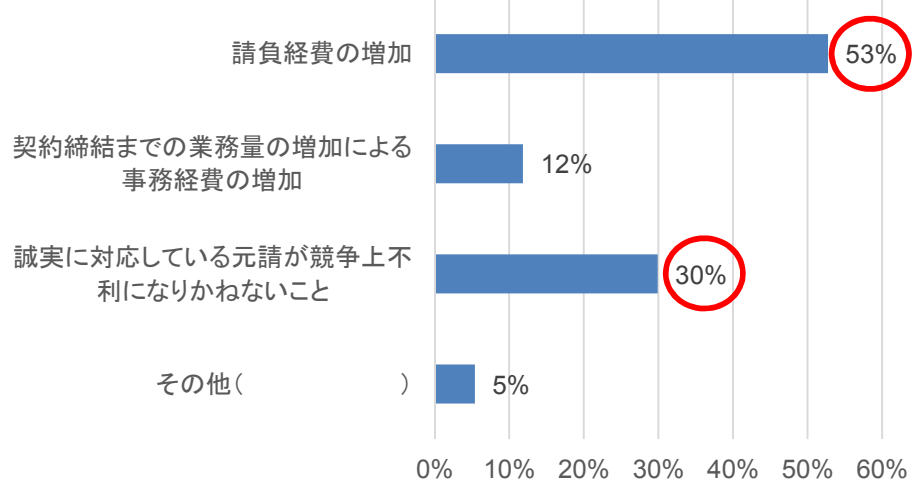
発注者との請負契約において安全衛生経費を明示することについて気にかかる点



④-2 安全衛生経費の明示を及び負担区分の明確化において気にかかる点(元請・下請間)

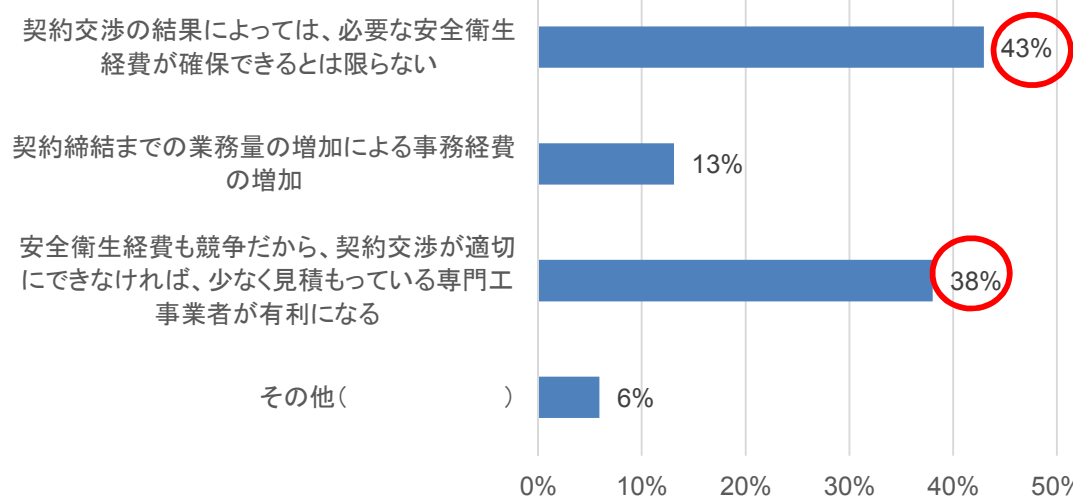
【元請】

専門工事業者との請負契約において安全衛生経費を明示(費用負担区分の明確化を含む)する場合の気にかかる点



【下請】

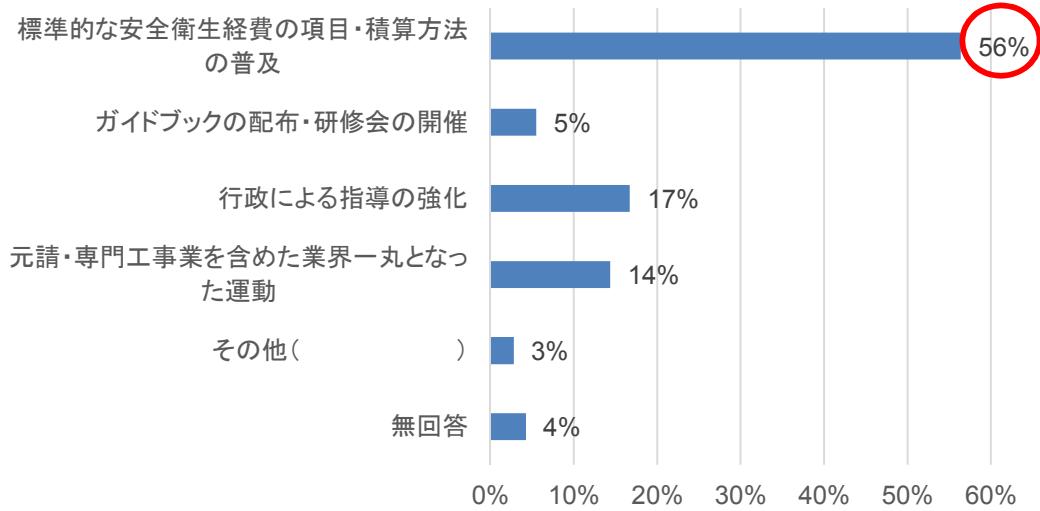
注文者との請負契約において安全衛生経費の費用負担区分を明確化することについて気にかかる点



⑤安全衛生経費の明示を促進するためには何が必要か

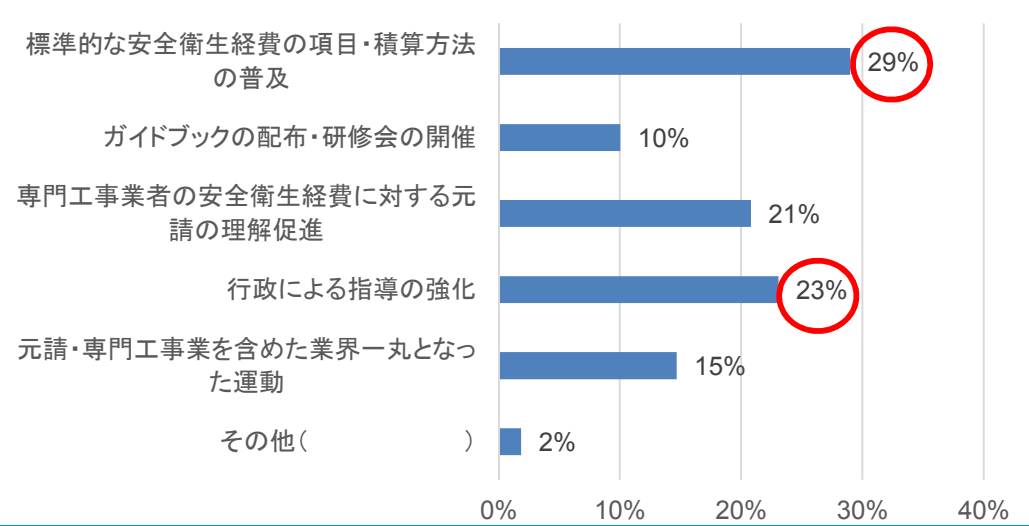
【元請】

専門工事業者との請負契約において安全衛生経費を明示(費用負担区分の明確化を含む)を促進させるに必要なもの



【下請】

注文者との請負契約において安全衛生経費の費用負担区分の明確化を促進させるのに必要なもの



国土交通省による事前調査結果(H29年度)①

(1) 事前調査概要

- 概要 : 以下の企業又は団体に対してヒアリング調査を実施
 (下請) 鉄筋、型枠、とび、機械土工、内装、空調衛生、電設の企業又は団体(計9者)
 (元請) 日建連、全建、都中建の各所属企業(計6者)
- 主な質問: ①安全衛生経費の積算方法
 ②安全衛生経費の明示及び費用負担区分の明確
 ③見積書等における安全衛生経費の内訳明示についてどう考えるか

(2) ヒアリング結果概要

① 安全衛生経費の積算方法

1) 下請 → 元請 (下請が積算を実施し、見積書を元請に提出)

(下請が支払う項目)

- ・下請が支払っている項目は、業種や企業によって様々。
- ・ヘルメット等の保護具類や安全教育等の現場管理費は下請の支払いとなることが多い。
- ・足場については、下請が支払うこともあれば元請けが支払うこともある。

(下請の積算方法)

- ・足場等の高額の項目については、直接工事費に積み上げて計上することが多い。
- ・ヘルメット等の保護具類や安全教育に要する費用等の少額の項目については、業種や企業によって積算方法は様々^{※1}。

※1 少額の項目の積算方法の例

- ・労務関係の単価に含まれている。(右図のAの位置に相当^{※2})
(賃金や安全衛生経費等を積み上げて設定)
- ・各工種の単価に含まれている。(右図のBの位置に相当^{※2})
(過去の工事費用の実績値から各工種の単価(ex. トン当たり)を設定)
- ・経費に含まれている。(右図のCの位置に相当^{※2})
(工事費等に一定の率を掛けたものを計上)

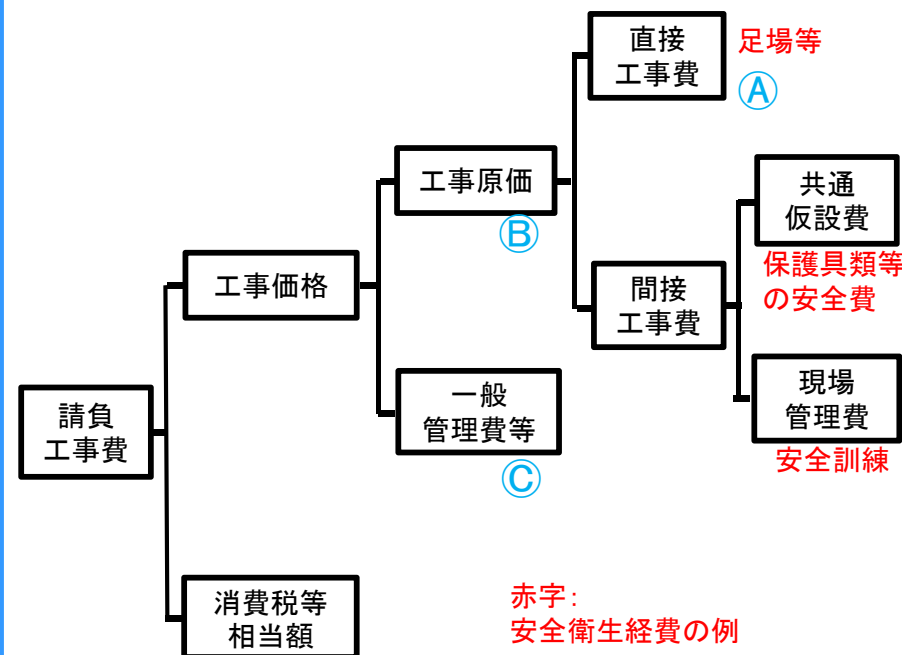
※2 国交省の直轄の積算体系に当てはめた場合

2) 元請 → 発注者 (元請が積算を実施し、見積書を発注者に提出)

(元請の積算方法)

- ・独自の単価等を活用して項目毎に積み上げて計上することが多い。
- (国交省の直轄工事の積算よりも詳細に実施する場合がある)

(参考) 国交省の直轄の積算体系(一般土木)



②安全衛生経費の明示及び費用負担区分の明確

- ・ 元請から安全衛生経費の負担区分が明確にされていることが多いが、下請が安全衛生経費を明示することはほとんどない。
(特に少額の項目については明示していない。)

③安全衛生経費の内訳明示についてどう考えるか

○全般について

- ・ 安全衛生経費が確保されても、総価契約であるため、総額で減額されると他の箇所でしわ寄せが生じることとなるが、それでも、安全衛生経費が明確になれば、元請に要求しやすくなるため、安全衛生経費を明示する取組は重要である。(下請)
- ・ 安全衛生経費に関する取組は全国統一的に進めなければ、競争性を確保できない。真面目に安全衛生経費を計上した会社が受注できなくなるような環境を作ってほしくない。(元請、下請)

○安全衛生経費の定義付け

- ・ 安全衛生経費の定義付けを行う際に、労働安全衛生法令に規定された項目のみにすると、それ以上の安全対策を行う必要は無いとのメッセージとなるので、配慮して頂きたい。(下請)
- ・ 安全衛生経費の項目は現場によって様々であるため、すべての項目を網羅的に定義付けることは難しいのではないかと。定義に少しでもあわない項目は対象外とみなされるため、安全衛生経費の項目は細かすぎない方がいいのではないかと。(下請)

○下請まで適切に支払われるような施策の検討

- ・ 過度な項目の積上げによる新たな資料の作成など業務量が増大するような取組はやめて頂きたい。(元請、下請)
特に従来の積算体系を変えなければならないような制度にはしてほしくない。(下請)
- ・ 工種や現場が異なる場合でも、安全衛生経費を工事費等に対して一定の率を掛けて算出するような取組を進めることは、その額以上の費用がかかったとしても、要求できなくなるため、やめて頂きたい。(下請)